

平成 25 年度 第 3 回 東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会 議事録

日 時：平成 25 年 1 月 29 日（水） 10：00～11：30

場 所：総合庁舎 11 階会議室 1

出席者：委員	9 名
（中川会長、吉岡副会長、大庭委員、阪口委員、笹原委員、竹村委員、古川委員、松葉委員、森田委員）	
事務局	14
（立花、南谷、朝田、奥野、寺岡、清水、川西、関谷、芳尾（学事課代理） 松崎、土肥、一木、黒田、渡邊）	
傍聴者	4 名
業者（地域社会研究所）	2 名
	計 29

資 料：資料 1 ニーズ調査単純集計から見える現状について（抜粋）

資料 1 参考資料 パート・アルバイトで就労している母親と子育ての経済的な不安について

資料 2 子ども・子育て事業計画への上申案策定イメージ

その他 各委員提出意見

1. 開会

●事務局・寺岡

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 3 回幼保連携検討部会を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。司会を務めさせていただきます、子どもすこやか部保育室の寺岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、お手元に配布いたしております資料のご確認をお願いします。配布資料は、会議次第、配席表、委員名簿、そして、資料 1、資料 1 参考資料、資料 2 となります。また、各委員から事前にいただきましたご意見を資料の最後につけさせていただきます。資料はございますでしょうか。もし不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

—資料確認—

なお、本会議は議論の状況を速やかに公開するという観点から、議事録を後日、本市子どもすこやか部ホームページにて公開する予定です。また、会議についても公開を原則としておりますので、傍聴の方が 4 名いらっしゃることをご報告いたします。

それでは、中川会長、このあとの議事進行をお願いします。

●中川会長

部会長の中川です。

先月に開催いたしました第 2 回の部会では、ニーズ調査の速報値の結果報告から、市民の方々の子育て環境に関する考え方の概要が見えてまいりました。

また、この部会で検討した内容を事業計画へ反映させるために、上申案策定のイメージについて議論を始め、各委員から現状や取り組みについてご説明いただきました。

一方、先日開催されました親会議である子ども・子育て会議では、幼保連携の認定こども園や小規模保育の設置基準を中心として議論を行い、新制度のもとで新たに始まる施設に対するの準備が進んでおります。

本日の会議の中では、ニーズ調査の分析に加え申案策定のイメージをもとに、論点を絞りながら議論を進め、上申案へ具申する内容について議論を深めて参ります。

東大阪市の子ども・子育て支援として、どのような取り組みが具体的に実践してけるのか、各委員からのご意見をいただきをお願いします。

議事進行前に、今回は委員からのご意見を提出していただいておりますので、笹原委員より意見についてご説明いただきしたいと思います。よろしくをお願いします。

●笹原委員

－「各委員提出意見」説明－

- ・ p. 1、東大阪市立保育所所長会として、小規模保育のB・C型では、保育士資格要件などが緩和されることを危惧している。現在、死亡事故の多くが、無認可保育施設の0～2歳児に集中している。「量」を増やすとともに、「質」が保障されていかなければならない。
- ・ p. 2、現在、公立保育所で起こっている問題の具体例を5つ挙げる。
- ・ p. 2、5つの問題への対策案を4つにまとめた。

●中川会長

他の委員からも同様の意見をいただいています。質の担保が必要であるということと、規制緩和だけでは解決につながらない多くの問題もあるというご意見を認識しながら、議論を進めていきたいと思っています。

2. 議事

(1) ニーズ調査の分析について

●中川会長

それでは議事を進行させていただきます。

最初に、前回に速報値として報告いただきましたニーズ調査に関しまして、会議の中でもより詳しく分析が必要ではないかというご意見もありましたので、「ニーズ調査の分析について」ということで、事務局よりご説明いただきます。

●事務局・川西

－資料1 参考資料「パート・アルバイトで就労している母親と子育ての経済的な不安について」説明－

- ・ 母親の現在の就労状況は、パート・アルバイトで勤務している人が22.5%。そのうち、子育てにかかる出費に悩んでいる人が47.9%。
- ・ 子育てにかかる出費に悩みがある人は、ない人より、フルタイムへの転換希望が強い。
- ・ 子どもが小学生になると就労する母親が増えるが、フルタイムではなく、パート・アルバイトになる傾向がある。

－資料1「ニーズ調査単純集計から見える現状について」説明－

●中川会長

ありがとうございました。何かご質問があれば挙手をお願いしますが、いかがでしょうか。

●竹村委員

資料1の7ページの間20・22「現在利用している教育・保育施設」についてです。「②幼稚園」と「③幼稚園の預かり保育」を区別している理由をうかがいます。幼稚園を利用しているという意味では同じでもあるわけですね。

●事務局・川西

幼稚園での通常のサービスを受けている人と、それ以後のサービスを受けている人との違いをはっきりさせるためにあえて分けています。「③幼稚園の預かり保育」が多いということは、通常の幼稚園の教育の時間以外で、保育などの長時間の利用をしたい人がおられるということになるかと思います。

●竹村委員

②と③を足した数が、現在の幼稚園の利用者数ということにはならないのですね。

●事務局・川西

はい。設問が複数回答なので、②と③の両方に回答している人もおられます。単純に②と③を合計するわけではありません。幼稚園を利用している人が43.7%で、そのなかに保育の機能を利用している人も含まれています。

●吉岡副会長

資料1の8ページの間30「地域子育て支援拠点事業の利用」についてです。地域子育て支援拠点事業を「利用していない」と回答した人が、74%という高い数字になっています。これは、拠点事業が満員でこれ以上利用する余裕がないとみるのか、それとも、拠点事業は空いているけれども利用されていないという状況だとみるのか、どうなのでしょう。

●事務局・川西

拠点事業が満員という状況ではないので、行政のPR不足も原因のひとつであるかと考えています。地域差があり、旭町子育て支援センター「あさひっこ」などはかなり利用されています。たとえば、1月24日に楠根子育て支援センター「ももっこ」がオープンしましたが、そのような事業を実施していることを広報する方法を、もっと考えていく必要があるかと思います。

●森田委員

資料1の調査結果の書き方について、2点お願いしてもよろしいでしょうか。

ひとつは、グラフの色分けについてです。色分けしても白黒で印刷したときには色の濃淡になるので、該当する項目をすぐには探しにくいです。たとえば、網掛けや水玉などの模様で明確に区分するような工夫をしていただくとよいかと思います。

もうひとつは、有効回答数などの数値についてです。東大阪市の人口が何人で、調査対象がどのくらいで、何人に発送した、などの情報を教えていただきたいです。たとえば、3,000件とだけ書かれていても、それが本市においてどの程度の意味をもつ数値かといったことが掴みにくいので、具体的な補足解説をつけていただくようお願いいたします。

●事務局・川西

グラフの見やすさについては、今後、表示の方法などについて工夫していきたいと思います。

人数などの具体的な意味合いについては、少し補足いたします。今回のアンケート調査では、就学前児童について総数6,048件を送付しました。うち有効回収数が3,148件となっています。回収率は52.1%です。小学生については総数3,213件を送付しました。有効回収数が1,561件で、回収率は48.6%となっています。

●中川会長

クロス集計結果があるとよいと思われる設問について、2点を提案いたします。

ひとつは、資料1の8ページの間30「地域子育て支援拠点事業」などについて、お子さんの年齢別のクロス集計をしてほしいと思います。たとえば、資料1の4ページの間14「子育てについての相談機関を知っているか」という設問については、「知っている」か「知らない」だけでなく、年齢別にクロスをとって、0～2歳ではどうなのか、幼稚園を利用する年齢ではどうなのか、という傾向をみていますよね。同様に、問31「今後の利用意向」などについても年齢別に確認すると、みえてくることもあるのではないかと思います。

もうひとつは、資料1の12ページの間85「子育てが地域に支えられていると感じるか」についてです。この設問については、たとえば、就労しているのか、シングルマザーかどうか、といったような他の要因とのクロス集計をしてほしいと思います。安心して今後も東大阪市内で子どもを生育させたいと思う方の潜在的な比率を知る設問だと思います。

●事務局・川西

わかりました。地域子育て支援拠点事業の施設については、基本的には就学前の利用を想定しており、保育所・幼稚園に通っている方の利用は少ないと思います。そういった傾向や利用率も、年齢別のクロス集計をすれば出てくると思います。

子育てが地域に支えられていると感じるかについては、違った角度からみることはできないか

ということについて検討したいと思います。

●中川会長

まだニーズ調査結果の速報値の報告ということですが、確認したい点は他にありますか。

●吉岡副会長

地域子育て支援拠点事業の利用について、利用していない人が7割ということでしたが、有効回答数約3,000のうち、幼稚園・保育園を利用していない人の7割ではないという理解でよろしいですね。7割というのは意外に多いのでびっくりしたのですが、幼稚園・保育園を利用していないので地域子育て支援拠点事業を利用してほしい層の7割ではなく、幼稚園・保育園を利用しているので地域子育て支援拠点事業を利用しなくてもよい人を含めた層の7割なのですね。

●事務局・川西

そういった意味では、特に0～2歳に絞った結果を出せるようにしたいと思います。

●竹村委員

色々な調査結果を検討するにあたっては、比率だけでなく、分母が何かということが大事ということですね。

●中川会長

先ほどから議論になっている、資料1の7ページの間20・22「現在利用している教育・保育施設」などについても、どの年齢層のお子さんについての比率なのかといったような、同じことがいえると思います。

(2) 子ども・子育て支援事業計画への上申案策定イメージ

●中川会長

それでは、続きまして今日の会議の主な議題である、議事2「子ども・子育て事業計画への上申案策定イメージ」を事務局より説明願います。

●事務局・関谷

ー資料2「子ども・子育て事業計画への上申案策定イメージ」説明ー

- ・ p. 6、公の果たす役割の整理方針案を4つ挙げる。
- ・ pp. 7-8、公立と民間の機能再編のイメージ図を、前回の意見にしたがって修正した。基準を整理して質の担保をはかる。
- ・ p. 9、公立と民間の機能再編のイメージに関する論点を4つ挙げる。①「在宅支援」、②「障害児保育」「要保護・要支援」、③「供給量の確保」、④「少子化対策」。
- ・ p. 10 までで区切って、質の確保と p. 9 の論点について、意見をいただきたい。

●中川会長

ありがとうございます。それでは、論点、対応方針などについてご意見を申し上げますが、いかがでしょうか。

資料2の7ページの公立と民間の機能再編のイメージ図については、前回の会議でも議論になりましたね。あらためて、公立と民間の機能を整理するとともに質の担保を図っていくという例示であるかと思います。公と民との基本的な役割分担をどうするのかという点についてのご意見はいかがでしょうか。皆様のそれぞれの立場から、どういうことができるのか、どういう役割を担えるのかという意見をいただきたいと思います。

●森田委員

資料2の7ページの機能再編のイメージ図について、確認していききたいことが2点あります。

ひとつは、「支援センター」「一時預かり」事業などは、現在のいわゆる補助金ベースの制度での事業として想定しているのか、それとも新しい独自の事業として想定しているのか、という疑問があります。というのは、現在のところは、支援センター事業は東大阪市では公立の保育士さんなどが行う拠点事業であって、民間の施設ではできないものだからです。新制度では、支援センター事業を民間でも行うことができるようになる、ということでしょうか。

もうひとつは、「居宅支援」という事業が記載されていますが、少しイメージしにくいです。広い意味での「居宅支援」「在宅支援」というのは家庭を訪問するような支援ですが、いわゆるホームヘルプサービスのものだけを想定しているのかがよくわかりませんので、確認できればと思います。

●中川会長

機能として挙げられている事業の内容についてのご質問ですね。

●事務局・関谷

「支援センター」事業については、ご指摘のとおり、公でしか行えないものになるかと思ます。

「居宅支援」事業については、広い意味での「在宅支援」だと考えています。0～2歳の在宅子育て中の方をどうやって支援するのかという課題があります。民間だけでなく、公としても事業として行っていくということで、たとえば、すでに実施している「こんにちは赤ちゃん」事業のようなアプローチを考えています。

●森田委員

個人的には、「こんにちは赤ちゃん」事業は、「居宅支援」事業のイメージとは少し違います。保健センターの保健師さんや保育士さんが担当する公のサービスであって、0歳児の1人につき1回だけ家庭訪問する事業ですよね。希望に応じて継続的に訪問するのではなく、行政のほうからうかがう事業なので、「居宅支援」のイメージとは異なるように思います。「利用者支援」という枠組みでとらえるほうがよいのかなと思うので、「居宅」という言葉に少し違和感を覚えます。

そういった枠組みのとらえかたも踏まえて、「居宅支援」という事業をどのように位置づけて考えているのでしょうか。

●事務局・関谷

居宅支援を「在宅支援」に包括される概念のように考えています。支援センターの今後のあり方などについても、検討していきたいと思ます。

●森田委員

つまり、新制度でいう「居宅支援」と同じ意味で書いたわけではないということですね。そうすると、資料2の7ページのイメージ図の書き方としては、「利用者支援」「一時預かり」「支援センター」「待機児対策」「つどいの広場」「教育」「保育」とは、公立・民間にかかわらず、「施設に来ていただく事業」ととらえてよろしいでしょうか。そして、「居宅支援」とは「家を訪問して行う事業」ということになるでしょう。図の8つの枠組みだけでなく、「施設で行う事業」と「出向いて行う事業」といったような観点で整理することも必要かなと思ます。「つどいの広場」や「支援センター」事業の公園での出前保育なども、「出向いて行う事業」かもしれません。

●竹村委員

通常の保育から漏れた子どもを対象として支援するという意味では、現在、幼稚園でもいくつかの事業をすでに実施しています。たとえば、就労の有無とは関係なしに、たまに用事のために預かることなどを行っています。子ども・子育て支援法では、1号・2号・3号認定を受けた子どもを対象にしています。保護者が就労していない3歳児だと1号認定になりますが、そういった人たちが、通常の保育が終わった後の預かり保育を利用しています。従来の一時的預かりは就労の要件などが厳しかったのですが、新制度では融通がきくようになると聞いています。

あるいは、毎日の「親子教室」事業なども、保護者が就労していない3歳未満なので、新制度では保育の認定から漏れそうな子どもを対象としています。このような既存の事業を、公と民との機能再編後の新制度の下でも続けていくことができるのでしょうか。

また、キンダー・カウンセラーというかたちで臨床心理士に来てもらって、子育て相談を受けられる事業を行っています。そのなかで、どうしても幼稚園まで来られない人には、家までうかがっています。「利用者支援」に分類されるのかどうかはわかりませんが、そのような既存の幼稚園の事業も、新しいイメージ図に含まれていると考えてよいでしょうか。

●中川会長

「施設に来ていただく事業」と「家を訪問して行う事業」のそれぞれについて、現行の幼稚園でも、資料2の7ページのイメージ図に将来像として挙げられたような支援事業は、すでに行っているということですね。現行の一時預かりや、利用者支援も、イメージ図に含めてよいのかというご質問です。

●事務局・関谷

竹村委員の言われた、認定から漏れる子どもの一時預かりなどが公と民との機能再編後にはどうなるのか、ということについては、新制度でもおそらく「在宅支援」事業の枠組みとして整理して、実施していくことになるかと思えます。すでに民間で行っている支援事業については、新制度での具体的な位置づけなどは国でもまだ検討中ですが、公と民での機能の分担をどうするかという問題のひとつとして考えていきたいと思えます。

●森田委員

国の新制度では、公定価格のところで預かり時間についての基準が出ています。基準が緩和されるので、1日4時間、週3日だけ預かるような子どもも1号・2号認定に含まれることとなります。先ほど竹村委員が言われた、現行のままでは認定から漏れるような子どもも、おそらく認定に含まれることになると思えます。ということは、新基準でも認定に含まれないような子どもが、新制度での一時預かりの対象になるということかと思えます。

●竹村委員

資料2の7ページのイメージ図は、1号・2号・3号認定を受けた子どもを対象とする事業だけでなく、認定から漏れた子どもへの給付の事業も含めて、公と民とで支援していく事業を挙げたものであると考えればよいのです。

●森田委員、事務局・関谷

そうです。

●中川会長

資料2の7ページのイメージ図だけを見ても、公立と民間で事業を完全に分担するようにもとらえられますが、そういうことではありません。機能再編の基本方針として、9ページの論点のようなことを話し合っ、適切な機能の整理を考えていきたいということですね。

●事務局・関谷

そうです。

●中川会長

森田委員や竹村委員からは、「既存の事業が、新制度下でどのように読み替えられることになるのか」という観点からのご意見をいただきました。いずれは必ず、ワークシートなどの数字をきちんと出して、そういった具体的な話をしていかなければなりません、このイメージ図については、現段階での基本方針くらいの理解でよいと思えます。

そういった意味でも、イメージ図をもう少し修正したほうがよいかもしれませんね。たとえば、「公立」と「民間」を上下にではなく左右に配置するといったような工夫をお願いします。

●吉岡委員

ひとつは、やはり、7ページのイメージ図には、委員の皆様が違和感を持ってこだわらるだろうと思えます。つまり、7ページに例示されているような事業は、皆様がすでにやっていることなので、それを踏まえて9ページの論点を考えてください、ということなのだろうと思えます。

もうひとつは、9ページの論点の記述について、保育・教育に関する供給量の確保の部分、民間だけが定員の見直しなどで担当するようにも読めるので、少しわかりにくいように思えます。

●事務局・関谷

公立と民間の機能再編のイメージについては、従来、公と民が個別に行ってきた事業を整理して、公と民で連携して行うことが大事である、という意味合いを考えて作成したものです。

供給量の確保については、現在、大きな問題である待機児童対策、あるいはニーズ量と需給量

の解決策として、公立と民間との連携が大事である、と考えております。

●中川会長

資料2の9ページの供給量の確保の部分については、需要と供給の調整のために、公・民が協力、連携するという意味なのですね。

●事務局・関谷

はい。

●森田委員

資料2の9ページの論点の記述についてです。民間保育園の立場としては、定員の数だけが増えればよいようにも読めてしまうような気がいたします。また、「公立が直営で行う事業（在宅支援、障害児保育、要保護・要支援など）」といったような書き方をされているので、民間が在宅支援や障害児保育などの事業をやっていないようにも読めてしまうのが、わかりにくいのではないかと思います。さらに、今後は民間では在宅支援や障害児保育を行わない、というようにも捉えられてしまいます。個人的には、現在、民間でお預かりしている障害児の方の数などを考えると、それを今後、公立だけで行えるようになるとは思えません。そういったことを踏まえて、論点として挙げる際には、現在、民間でも色々な事業をしているということも、きちんと書いていただきたいと思います。

●笹原委員

そのとおりです。先ほどから委員の皆様が言っているのは、そのことにこだわっておられるのだと思います。現状では、資料2の7ページの左の図のとおり、公と民が個別に同じ事業を行っています。それを、新制度で、こちらは公の担当、そちらは民の担当、というように単純に分担できるものでもないと思います。機能再編のイメージ図を描かれても、役割の単純な分担のように見えてしまうと、皆様はそこに違和感を持つのではないのでしょうか。

●竹村委員

機能の再編ということに関連して、少し質問です。

認定こども園では、3歳以上であれば他市町村の子どもを受け入れることが可能になります。現在でも、他市から本市へ幼稚園を利用に来られる方や、本市から他市の幼稚園を利用に行かれる方が結構おられます。今後、事業計画を作成するにあたって、そういう自治体を越境した事業の利用などについても視野に入れて、方策を書くつもりなののでしょうか。

●事務局・関谷

はい。民間の保育所・幼稚園での、他市町村の方の受け入れを視野に入れていきます。大阪府内の周囲のブロックとの広域調整などをしていくつもりです。

●竹村委員

事業計画のなかに具体的な表現は出てくることになるのでしょうか。

●事務局・関谷

部会としては、今後の供給量などを示していく必要はあるかなと考えております。

●中川会長

笹原委員の言われた、それぞれの委員の立場からすると、公・民の単純な役割分担という考え方には違和感がある、というご意見についてです。

公・民を分断するわけではない、ということは前回の会議でも議論になりました。分担するのではなく、担当の軸をどこに置くのか、といったことが論点になるでしょう。そういったことを含めて、事務局も表現をもう一度考えてくださるようお願いいたします。

公はこれだけ、民はこれだけ、と分担するわけではない、とあらためて確認したことが、皆様の今日の議論の成果であるかと思います。

それでは、資料2の後半の論点である「公立の将来像」について、事務局より説明をお願いします。

●事務局・関谷

ー資料2「子ども・子育て事業計画への上申案策定イメージ」説明ー

- ・ p. 18、公立・民間の幼稚園の運営経費の現状。平成22年のデータ。公立は原則、すべて市の一般財源。
- ・ p. 19、公立・民間の保育所の運営経費の現状。運営経費の単価の格差が大きい。
- ・ p. 19、公立・民間の保育料の現状。
- ・ pp. 20-21、財政面からの論点。「市民コンセンサスを得られるか」「公立幼稚園の施設型給付への移行による公定価格の適用」「施設型給付への移行」「公立幼稚園の認定こども園への移行・統廃合」。
- ・ p. 21、具体的な行動案からの論点。「機能再編や地域の子育て支援」「民間園との交流」。

●中川会長

ありがとうございました。それでは、論点、対応方針などについてご意見を申し上げますが、いかがでしょうか。

財政面からの論点と、具体的な行動案からの論点の、それぞれについて意見をいただきたいです。資料2の22ページの民間園との交流や、協働での取り組みについては、資料2の7ページの公・民の機能再編とも関わる論点だと思います。何かご意見・ご確認いただきたいことはありますか。

●竹村委員

施設型給付への移行による公定価格の適用について質問します。施設型給付になると、すべて一律の保育料になるのでしょうか。それとも公立と民間では異なるような運用も可能なのでしょうか。

●事務局・関谷

基本的に、公定価格は一律です。

●事務局・清水

公定価格の水準が変わるといったことは聞いておりません。給付の形式が変わるということはありませんが、公立と民間で差がつくということはありません。

●笹原委員

論点としては主に公立幼稚園を取り上げているようですが、幼保連携型認定こども園に移行するということは、公立保育所と連携することを想定しているのでしょうか。あるいは、公立保育所の数はそれほどないので、民間保育所との連携を想定しているのでしょうか。どうかたちを想定しているのかということ、公・民の機能再編についてのバランスの問題などにも関わってくると思います。

●事務局・清水

可能性としては、本市が新しい幼保連携型認定こども園を作るということもあり得ますが、基本的には、公立の幼稚園と公立の保育所が連携して、幼保連携型認定こども園に移行することを想定しています。場合によっては幼稚園が単独で幼保連携型認定こども園になることも可能ではあります。資料2の9ページの供給量の確保にも関わってくると思うので、そういったバランスをみながら考えていきます。

●森田委員

新制度では、幼保連携型認定こども園は、1つの施設として新たに認可されるわけです。だから、別々に認可されるとか2つの施設が合併するというようにとらえるのではなく、1つの施設として認められるということになります。

1つとして認められるという前提で財政面を考えると、民間についてはそのまま公定価格というところと関係してきますし、また保育所では定員やサービスの格差において単価が変わってくることもあるだろうと思います。だから、同じ東大阪市内であっても、地域や定員によって単価は変わるのだろうと思います。

その上で新制度での最も大きな違いは、公立の幼稚園が新たな認定こども園になられたとして

も、公立の施設として残ると財政は国からではなく一般財源化された現行のお金の流れと変わらないということです。ということは、市の財政事情との兼ね合いがあるでしょうから、公立から民間施設への移行を促すという流れが出てくるのではないかと考えています。

●竹村委員

公立幼稚園は幼保連携型認定こども園に移行することを考えているとありますが、公立保育所は幼保連携型認定こども園になることを考えていないのでしょうか。

●事務局・関谷

将来的にはそれも含めて検討していく必要があるとは思いますが、基本的には、公立は調整弁の役割を果たすのであって、民間のサービスを圧迫するつもりはありません。

●笹原委員

幼・保を連携する場合の保育士免許についてです。現在の公立幼稚園の教諭のすべてが保育士資格を持っているわけではないと思います。幼・保の連携について、公立幼稚園の現場ではどのように考えているのかをうかがいたいと思います。

●松葉委員

ひとつには、公立幼稚園の整理・統廃合を考えていかねばならないとは思っています。ただし、慎重に考えながら行なわなければいけないと思います。公立幼稚園の運営に多額の費用が必要なのは事実ですが、それでも、公立幼稚園を必要としている利用者、サービスを受けたいのに受けられない潜在的利用者がいるのも事実です。子どもを長期間通わせたくても、1年しか公立幼稚園へ通わせられないという市民もいます。だから、慎重な検討が必要だと思えます。

また、保育士免許については、現在、公立幼稚園の職員採用の要件となってきました。保育士の研修を幼稚園で行うなどの対応もしています。

さらに、民間幼稚園を選びたいが、経済的な事情などにより公立幼稚園を選んでいる人もまた存在するのかもしれないとは思っています。そのような事情も考慮したうえで、幼・保の連携について慎重に考えていきたいです。

●阪口委員

就学前の子どもに質の高い教育を確保するという観点から、ニーズ調査結果をみると、公立幼稚園での預かり保育のようなサービスがあればもう少し預かってほしいのに受けられない、などといった回答が多いことについては考えないといけないと思います。子どもの数が減っており、公立の運営にはお金がかかるので規模を縮小する、という論理もわかりますが、公立幼稚園の強みを活用すべきだと考えます。公立幼稚園の強みとは、地域の小・中学校との連携によって、質の高い教育の一端を担っていることだと考えています。地域のなかでの子育てを行い、学校教育につないでいくということが大事です。資料1の8ページの間32「今後資料したいサービス」によれば、「親同士の交流の場」を求める割合が高いというニーズ調査結果が出ていました。公立幼稚園は、地域の教育についての交流の場を提供する役割を担うことができると思います。

●大庭委員

前回の会議でも話題になりましたが、ニーズ調査結果では、幼稚園利用の希望が多いようです。公立幼稚園は、そういったニーズに応える役割を担うことができると思います。

公立幼稚園の整理・統廃合の必要性もわかりますが、保育所と連携すべきところは連携し、保育所と住み分けるべきところは住み分けることによって、子どもたちに広い意味での幼児教育を残していきたいと考えています。

●古川委員

ニーズ調査結果では、地域子育て支援拠点事業を利用していない人の割合が高いとありましたが、同様に、幼稚園を利用したいのに利用できない人も多いと思います。近い地域に幼稚園があるのに知らないような人たちに対して、近くにあることを広めていくような活動も大事だと思います。

●中川会長

ありがとうございます。地域的な近さも含めて、感覚的な距離感を縮めていくということですね。

議論をまとめると以下の3点になるかと思います。

一つ目は、機能の再編成、財政事情、待機児童など多くの論点を踏まえて、方針のなかに「地域性」を含めた視点があってもよいと思います。小学校との連携などの地域性の観点を踏まえたうえで議論していく、ということが、今回の会議での議論のポイントかと思います。

二つ目は、森田委員からもご指摘いただいたように、新制度の理解を皆様で進めていきたいと思います。公定価格については1月25日の国の子ども・子育て会議で出たところですが、次回の会議までに見ておくようにしたいと思います。

三つ目は、抽象的な話だけをしていしょうがないので、具体的な数字などの話もしていくことにはなりますが、今回の会議で議論になったような、基本的なイメージを検討することもあるということです。

●吉岡副会長

平成27年度からの幼保連携認定こども園などの国の新しい制度が出てくるなかで、東大阪市はどのような制度を作っていくのかということだと思います。個人的には、今までの制度をすべて廃して新しい認定こども園になる、とは考えていません。今までの強みを踏まえて、何を残していくのかを検討する、ということになると思います。

中川会長が言われた「地域性」については、事務局で、本市の各地域についての情報やニーズをまとめてもらえるとよいと思います。地域によっては、定員割れなど色々な事情があり、具体的なイメージが見えてこない、と、話しにくいのではないのでしょうか。

イメージ図についての議論などにも共通しますが、もう少し「運用上の構想」のようなものをかたちにしてみせると、皆様が理解しやすいのではないかと思います。

3. 閉会

●中川会長

これで本日の議事は全て終了となります。では、ほぼ時間ということですので、本日の私の担当部分を終了させていただきます。

●事務局・寺岡

ありがとうございました。第4回の会議でございますが、2月中の開催を予定しております。日程が正式に決定次第、御案内を申し上げます。

本日は長時間のご審議ありがとうございました。

—閉会—